

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者と種別

貸付対象者

- (1) ひとり親家庭の母・父(20未満の児童を扶養するもの)
- (2) 寡婦(かつて母子家庭の母であり、配偶者のないもの)
- (3) ひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子
- (4) 父母のない児童
- (5) 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者
(婚姻をしたことのない独身は含まない)

資金の種別

	資金の名称	概要
学 校	就学支度資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子の小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校への入学、若しくは厚生労働大臣が定める修業施設への入所に際し必要な資金(直接必要な被服、履物等、入学金)
	修学資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子の高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校に修学させるために必要な経費(直接必要な授業料、書籍代、通学費、生活費等)ただし、鳥取県育英奨学資金との併用は不可
就 業	就職支度資金	母、父、寡婦又は母又は父が扶養する児童、父母のいない児童の就職するために必要な経費(直接必要な被服、履物等、通勤用自動車(必要と認める場合))
	技能習得資金	母、父、寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費(授業料、材料費等)
	修業資金	母又は父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費(授業料、材料費等)
	事業開始資金	母、父、寡婦又は母子福祉団体が事業を開始するために必要な経費(設備費、什器、機械、材料等の購入費等)
	事業継続資金	母、父、寡婦又は母子福祉団体が現在営んでいる事業を継続するために必要な経費(事業継続のための運転資金。事業等で生じた債務の返済は対象外)
生 活	医療介護資金	母、父、寡婦又は母又は父が扶養する児童が医療又は介護保険給付に係るサービスを受けるために必要な経費 ・医療…医療費の自己負担分、通院のための交通費等 ・介護…介護サービス費の自己負担分及び立て替え経費
	生活資金	母、父、寡婦が下記の期間内の生活安定維持に必要な経費 ① 知識技能習得の期間 ② 医療及び介護を受けている期間 ③ 母子、父子家庭となって7年未満(生活安定期間) ④ 失業してから1年未満(失業期間)
	結婚資金	母、父又は寡婦が扶養している児童(子)の婚姻に際し必要な経費(挙式、披露宴等のための経費、家具什器等の購入費)
住 宅	住宅資金	母子家庭・父子家庭・寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築、又は建設、購入、増築するのに必要な経費
	転宅資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の住居の移転に際し必要な経費(賃貸借契約上入居に必要な費用。敷金、前家賃等。引越費用は特別な事情がある場合を除き原則不可)※借入申込者が新たに定めた新居住地の窓口で申請する。

※児童本人が借主(貸し付けること)となることができます。ただし、貸付要件を定めています。

・詳細については、各市町相談窓口までお問合せください。

・貸付限度額は一覧表(P.2、3)のとおりです。